

経過措置としての授業料免除申請に係る調書（2024年度） 【前後半期一括／前半期分】

以下について、申請者本人が記入し、申告してください。

① 申請理由	<input type="checkbox"/> (ア) 既に、 新制度の給付奨学生に採用済み で、なおかつ、支援区分が「第Ⅰ区分／満額支援」以外（「停止中」を含む。）であるため。 <input type="checkbox"/> (イ) JASSO進学資金シミュレーター【2024年度 春の在学採用】によるシミュレーション結果が「 第Ⅰ区分／満額支援 」以外であったため。 <input type="checkbox"/> (ウ) 資産基準の超過 により、新制度による支援の対象外となるため。 <small>【資産基準】あなたと生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指します。土地等の不動産は含みません。)をいいます。</small> <input type="checkbox"/> (エ) 本学への入学が 高校卒業後3年を経過している ことより、新制度による支援の対象外となるため。 <input type="checkbox"/> (オ) その他の理由 [_____] <input type="checkbox"/> (カ) 激甚災害に被災したため。
(イ) (オ) (カ) をチェックした申請者のみ	②新制度【2024年度春の在学採用】シミュレーション（保護者の方向け）の結果 <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分（2/3支援） <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分（1/3支援） <input type="checkbox"/> 第Ⅳ区分（1/4支援） <input type="checkbox"/> 支援なし ③ 新制度【2024年度春の在学採用】の手続状況 <input type="checkbox"/> 手続き済み 担当課における受付担当者名の記入と押印を受けてください。 _____ 確認印 <input type="checkbox"/> 未手続 未手続の理由： <input type="checkbox"/> 収入基準超過 <input type="checkbox"/> その他理由（ _____ ）
④ 留年の有無 (有の場合は、その理由)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (理由(留学、病気で休学等)： _____)
<p>上記のとおり、申告します。</p> <p>なお、私が高等教育の修学支援制度（新制度）に第Ⅰ区分（満額支援）により採用された場合（又はJASSOによる支援区分の見直しにより、支援区分が第Ⅰ区分（満額支援）に変更された場合）であって、なおかつ、その支援の期間が2024年度前半期（4月～9月）若しくは後半期（10月～3月）のいずれか又は両方の全期間と重複する場合は、私は重複する当該期における経過措置としての授業料免除（大学独自制度）の申請を取り下げることがを、併せて申し立てます。</p> <p>※※ ①申請理由において、(ア)をチェックした方は、JASSOスカラネット・パーソナルの給付奨学金の詳細情報ページを印刷して添付してください。</p> <p>※※ ①申請理由において、(イ)、(オ)又は(カ)をチェックした方は、新制度【2024年度春の在学採用】シミュレーション（保護者の方向け）の結果を添付してください。</p> <p style="text-align: center;">_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 学生番号 _____</p> <p style="text-align: center;">学年（履修年次） _____ 年次（編入の有無：有 ・ 無）</p> <p style="text-align: center;">氏名（自署） _____</p>	

【高等教育の修学支援制度（新制度）の導入に伴う経過措置による授業料免除（大学独自制度）申請対象者】

- ・ 2019年度以前入学の学部学生（外国人留学生を除く。）のうち、新制度の支援対象外となる学生
 - ・ 2019年度以前入学の学部学生（外国人留学生を除く。）のうち、新制度による支援区分が第Ⅰ区分（満額支援）以外となる学生
 - ・ 激甚災害により被災した学部学生（入学年度不問）のうち、新制度の支援対象外となるか又は新制度に要する支援区分が第Ⅰ区分（満額支援）以外となる学生
- ※ **新制度の支援要件を満たすが、新制度への申請を行わない場合は、経過措置による授業料免除（大学独自制度）の選考の対象外になります。必ず、新制度への申請手続きを行ってください。**
- ※ **新制度において満額の支援を受けている方や、JASSO進学資金シミュレーターによるシミュレーションの結果が第Ⅰ区分（満額支援）となる方は、経過措置による授業料免除（大学独自制度）に申請することができません。**